

## 「有価証券上場規程」等の一部改正新旧対照表等

## 目次

(ページ)

・ 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
・ 株券上場審査基準の一部改正新旧対照表	2
・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	5
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表	9
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正新旧対照表	11
・ 株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表	12
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	15
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	17
・ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表	20
・ 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	23
・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表	27
・ 上場申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表	31
・ 適時開示に係る宣誓書	32
・ 上場市場の変更申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表	33
・ 上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表	34
・ 有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表	35
・ 株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表	37
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表	42
・ 上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	43

・ 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表	44
・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表	48
・ 上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表	50
・ 株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表	51
・ 優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	54
・ 上場申請に係る宣誓書（内国債券）	55
・ 上場申請に係る宣誓書（外国債券）	56
・ 適時開示に係る宣誓書（内国債券）	57
・ 適時開示に係る宣誓書（外国債券）	58
・ 債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	59
・ 上場申請に係る宣誓書（受益証券）	61
・ 適時開示に係る宣誓書（受益証券）	62
・ 日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表	63

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(適時開示に係る宣誓書等)</u></p> <p><u>第7条の4 株券の上場を申請する新規上場申請者は、</u>  <u>当取引所が当該有価証券の上場を承認した場合には、</u>  <u>次の各号に定める書類を提出し、当該書類を当取引所</u>  <u>が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>(1) 当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引</u>  <u>所が定める添付書類</u></p> <p><u>(2) 第3条第2項第5号又は第6項第2号に規定する</u>  <u>「上場申請のための有価証券報告書」(当取引所が</u>  <u>定める部分に限る。)、同条第6項第1号に規定す</u>  <u>る「上場申請のための半期報告書」その他当取引所</u>  <u>が定める書類に不実の記載がないと当該新規上場申</u>  <u>請者の代表者が認識している旨及びその理由を記載</u>  <u>した書面</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同          日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用す          る。</p> <p>2 この改正規定施行の日前に上場申請を行った新規上          場申請者は、改正後の第7条の4第1号に規定する宣          誓書及び添付書類を平成17年3月31日までに(同日ま          でに当取引所が上場を承認していない場合は、当取引          所が上場を承認する日に)当取引所に提出するものと          する。この場合において、当該新規上場申請者は、当          該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供す          ることに同意するものとする。</p>	<p>(新設)</p>

株券上場審査基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a <u>少数特定者持株数</u>(大株主上位10名(明らかに固定的所有でない<del>と認められる株式を除き</del>、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下この基準において同じ。))及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社又は有限会社にあつては、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。))の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。))並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。))が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。))が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b <u>株主数</u>(大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。))が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>(8) <u>虚偽記載又は不適正意見等</u></p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第4条 第2条に規定する上場審査は、第1号から第5号まで及び第8号から第12号までに適合し、かつ、第6号又は第7号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>a 大株主上位10名(明らかに固定的所有でない<del>と認められる株式を除き</del>、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者(役員(役員持株会を含む。))、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により総株主の議決権(総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権を含み、株式会社又は有限会社にあつては、商法第211条の2第4項に規定する種類の株式又は持分に係る議決権を除き、同条第5項の規定により議決権を有するものとみなされる株式又は持分に係る議決権を含む。以下同じ。))の過半数が保有されている会社(会社以外の法人を含む。))並びに関係会社及びその役員をいうものとする。以下同じ。))が所有する株式の総数に新規上場申請者が所有する自己株式数を加えた株式数(以下「少数特定者持株数」という。))が、上場の時までに、上場株式数の80%以下になる見込みのあること。</p> <p>b 大株主上位10名及び特別利害関係者並びに新規上場申請者が自己株式を所有している場合の当該新規上場申請者を除く1単位以上の株式を所有する株主の数(以下「株主数」という。))が、上場の時までに、300人以上になる見込みのあること。</p> <p>(3)~(7) (略)</p> <p>(8) <u>財務諸表等及び中間財務諸表等</u></p> <p>a 最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに最近1年間に終了する事業年度における中間会計期間及び連結会計年度における中間連結会計期間の中間財務諸表等に</p>

される有価証券報告書等（有価証券届出書、発行登録書並びに発行登録追補書類及びこれらの書類の添付書類及びこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書及びその添付書類並びに半期報告書をいう。以下同じ。）に「虚偽記載」を行っていないこと。

b・c（略）

(9) 株式事務代行機関の設置

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、当取引所の承認する株式事務代行機関についてはこの限りでない。

(10)～(12)（略）

2（略）

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3)（略）

（セントレックスへの上場審査基準）

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a・b

c a及び前bに規定する監査報告書又は中間監査報告書に係る財務諸表等又は中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記

載」を行っていないこと。

b・c（略）

(9) 株式事務代行機関の設置

株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しているか、又は、当該株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていること。ただし、銀行又は保険会社のうち当取引所が適当と認める会社及び国内の他の証券取引所に上場されている株券の発行者並びに当取引所の承認する株式事務代行機関についてはこの限りでない。

(10)～(12)（略）

2（略）

3 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、第1項の規定に基づく上場審査については、原則として、第1項第1号から第8号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において上場株式数に係る株券上場廃止基準及び同基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、当該会社が発行する株券が上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3)（略）

（セントレックスへの上場審査基準）

第6条 前条に規定する上場審査は、次の各号に適合する新規上場申請者の株券を対象として行うものとする。

(1)～(3)（略）

(4) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a・b

c 前aに規定する監査報告書及び中間監査報告書に係る財務諸表等及び中間財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。

載」を行っていないこと。

(5) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第17号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

#### 付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

(5) (略)

2 次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める会社が発行者である株券の上場を遅滞なく申請するときは、前項の規定に基づく上場審査については、原則として、前項第1号から第4号までの規定を適用しないものとする。ただし、当該各号に定める会社が発行者である株券が上場時において株券上場廃止基準第2条第16号に該当しないこととなる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこととなる見込みがあることを要するものとする。

(1)～(3) (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>2 上場有価証券の発行者は、投資者への適時、適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。</u></p> <p><u>3 (略)</u></p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a f</p> <p><u>a g 株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこと</u></p> <p><u>a h aから前a gまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a ~ f (略)</p> <p>g 親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。<u>以下この規則において同じ。</u>)の異動又は上場会社が他の会社の関連会社である<u>場合における当該他の会社の異動</u></p> <p>h・i (略)</p> <p>j 親会社に係る破産手続開始の申立て等又は上場会社が他の会社の関連会社である場合における当</p>	<p>(目的等)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 (略)</u></p> <p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a f</p> <p>(新設)</p> <p><u>a g aから前a fまでに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</u></p> <p>(2) 次に掲げる事実が発生した場合</p> <p>a ~ f (略)</p> <p>g 親会社(法第166条第5項に規定する親会社をいう。<u>jにおいて同じ。</u>)の異動</p> <p>h・i (略)</p> <p>j 親会社に係る破産手続開始の申立て等</p>

該他の会社に係る破産手続開始の申立て等

k ~ s (略)

t 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。) 第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したと。

u (略)

v 株式事務代行委託契約の解除の通知の受領その他株式事務を当取引所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれが生じたこと又は株式事務を当取引所が承認する株式事務代行機関に委託しないこととなったこと

w aから前vまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3)・(4) (略)

2 ~ 5 (略)

6 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項及び第9項の規定に準じて開示を行うものとする。

7 (略)

8 上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況を開示しなければならない。

9 親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいうものとする。以下この項において同じ。)を有する上場会社は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示する場合は、速やかに当取引所が定める

k ~ s (略)

t 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目(休業日を除外する。)の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したと。

u (略)

(新設)

v aから前uまでに掲げる事実のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの

(3)・(4) (略)

2 ~ 5 (略)

6 上場会社以外の上場有価証券の発行者は、当該上場有価証券の特性を勘案し、前各項の規定に準じて開示を行うものとする。

7 (略)

8 上場株券の発行者は、第1項第3号の規定に基づき事業年度に係る決算の内容を開示するときに、当該発行者のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況について、併せて開示しなければならない。

(新設)



親会社等に関する事項を開示しなければならない。

(適時開示に関する宣誓書)

第4条の4 上場会社は、当取引所が定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

### 第3章 書類の提出等

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa hまでに掲げる事項

(2)～(13)（略）

2・3（略）

(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)

第8条 上場会社は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該上場会社の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、開示府令第17条第1項第1号へ（同項第2号イによる場合を含む。）又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあっては、当該書面の写し）を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

第9条 削除

(新設)

### 第3章 書類の提出等

(決定事項等に係る通知及び書類の提出)

第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合（投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして当取引所が定める基準に該当する場合を除く。）には、直ちに当取引所に通知するとともに、当取引所が別に定めるところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第2条第1項第1号aからa gまでに掲げる事項

(2)～(13)（略）

2・3（略）

第8条及び第9条 削除

(新設)

昭和46年7月1日改正付則

この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第1項第2号g及びjの規定は、平成17年3月1日以後の開示から適用する。
- 3 改正後の第2条第1項第2号tの規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 改正後の第2条第9項の規定は、平成17年3月1日以後終了する事業年度の会社から適用する。
- 5 改正後の第4条の4の規定にかかわらず、施行日において現に上場会社である会社については、同条に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場会社は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 6 改正後の第8条の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 7 昭和46年7月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えた上場会社から適用する。

昭和46年7月1日改正付則

1 この規則は、昭和46年7月1日から施行する。

2 第14条の規定にかかわらず、当該規定の適用を受ける者は、当分の間、次の各号に掲げる上場会社に限るものとする。

- (1) この規則施行の際、第14条に規定する事項につき、既に実施している上場会社
- (2) この規則の施行日以降、新たに上場会社となる者及び市場第一部へ指定されることとなる銘柄の上場会社
- (3) その他、当取引所が特に勧奨して、第14条に規定する事項につき実施することとなる上場会社

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が直前事業年度の末日等の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売（業務規程第41条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。）の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a 少数特定者持株数（<u>株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する少数特定者持株数をいう。</u>）が直前事業年度の末日等において、上場株式数の70%以下であること。</p> <p>b 株主数（<u>株券上場審査基準第4条第1項第2号bに規定する株主数をいう。</u>）が直前事業年度の末日等において、次の上場株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であること。ただし、上場株券の最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数（2,200人を下限とする。）以上であることとし、10万円未満である場合には、2,200人以上であることとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>虚偽記載又は不適正意見等</u></p> <p>a 上場会社が、最近5年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における中間会計期間若しくは各連結会計年</p>	<p>(指定基準)</p> <p>第3条 前条に規定する場合を除き、市場第一部銘柄の指定は、市場第二部銘柄のうち、第1号から第5号まで及び第8号並びに当取引所が別に定める事項に適合し、かつ、第6号又は第7号に適合するものを対象として行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa及びbに適合すること。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が直前事業年度の末日等の後に行った公募、売出し又は数量制限付分売（業務規程第41条又は国内の他の証券取引所の規則により定める立会外分売であって、50単位未満の範囲内で買付申込数量に限度を設けて行ったものをいう。以下同じ。）の内容等を通知した場合の株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a 少数特定者持株数が直前事業年度の末日等において、上場株式数の70%以下であること。</p> <p>b 株主数が直前事業年度の末日等において、次の上場株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であること。ただし、上場株券の最近の投資単位が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数（2,200人を下限とする。）以上であることとし、10万円未満である場合には、2,200人以上であることとする。</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>財務諸表等及び中間財務諸表等</u></p> <p>a 上場会社が、最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等並びに各事業年度における中間会計期間及び各連結会計年度にお</p>

度における中間連結会計期間の中間財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に「虚偽記載」を行っていないこと。

b (略)

平成11年2月1日改正付則

この改正規定は、平成11年2月1日から施行し、平成10年11月中に審査対象決算期を迎えた上場株券の審査から適用する。

(削る)

付 則

1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

2 平成11年2月1日改正付則第2項を削る改正規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度を直前事業年度として市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

ける中間連結会計期間の中間財務諸表等に「虚偽記載」を行っていないこと。

b (略)

平成11年2月1日改正付則

1 この改正規定は、平成11年2月1日から施行し、平成10年11月中に審査対象決算期を迎えた上場株券の審査から適用する。

2 上場株式数が10万単位以上の場合における第3条第2号aの規定の適用については、当分の間、同a中「上場株式数の70%」とあるのは、上場株式数が10万単位以上18万単位未満の場合にあっては、「上場株式数の92.5%に当たる株式数から2万2,500単位を減じて得た数」とし、上場株式数が18万単位以上の場合にあっては、「上場株式数の80%」とする。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の一部改正  
新旧対照表

新	旧
<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下この基準において同じ。)が次の区分に従い、当該区分に定める人数に満たない場合において、1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株主数については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a～d (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>昭和57年10月1日改正付則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>3 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p>(指定替え基準)</p> <p>第2条 市場第一部銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合は、市場第二部銘柄へ指定替えを行う。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>株主数が次の区分に従い、当該区分に定める人数に満たない場合において、1か年以内に次の区分に定める人数に達しないとき。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社が当該期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株主数については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a～d (略)</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>昭和57年10月1日改正付則</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 第2条第2号に規定する「株主数」は、当分の間、<u>「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。</u></p> <p>4 (略)</p>

株券上場廃止基準の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、審査対象決算期の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>少数特定者持株数(大株主上位10名(所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下この基準において同じ。))が所有する株式(明らかに固定的所有でないと思われる株式を除く。))及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下この基準において同じ。))が次の(a)又は(b)に該当する場合</u></p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b <u>株主数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと思われる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下この基準において同じ。))が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。</u></p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延</p> <p><u>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</u></p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第2条 上場銘柄(セントレックス上場銘柄を除く。以下この条において同じ。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、その上場を廃止するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>次のa又はbに該当する場合。ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がaの(a)又はbに定める期間の最終日後(aの(b)の場合にあっては、審査対象決算期の末日後)に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a 少数特定者持株数が次の(a)又は(b)に該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>b 株主数が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(10) 有価証券報告書又は半期報告書の提出遅延</p> <p>監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合</p>

(11) 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 上場会社が有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

b (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第7条の4、第12条の3第6項若しくは第13条第6項又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13) 株式事務代行機関への委託

上場会社（株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。）が株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前条第6号から第17号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合

平成7年1月4日改正付則

この改正規定は、平成7年1月4日から施行する。

(削る)

(11) 財務諸表等又は中間財務諸表等に係る虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

a 上場会社が財務諸表等又は中間財務諸表等に「虚偽記載」を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合

b (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約について重大な違反を行った場合、有価証券上場規程第3条の2、第12条の3第6項若しくは第13条第6項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(新設)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(セントレックスの上場廃止基準)

第2条の2 セントレックス上場銘柄は、次の各号のいずれかに該当する場合に、その上場を廃止するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 前条第6号から第16号まで(第7号中「5億円」とあるのは「3億円」と、第9号b中「株券上場審査基準第4条第3項」とあるのは「株券上場審査基準第6条第2項」と読み替える。)のいずれかに該当した場合

平成7年1月4日改正付則

1 この改正規定は、平成7年1月4日から施行する。

2 第2条第2号aに規定する「少数特定者持株数」

(削る)

(削る)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条第10号の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 改正後の第2条第11号aの規定は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。
- 4 施行日において現に上場会社である会社のうち、改正後の第2条第13号に規定する株式事務代行機関を設置していない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから同号の規定を適用する。
- 5 平成7年1月4日改正付則第4項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数」をいうものとする。

3 第2条第2号bに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

4 第2条第2号aの規定の適用については、当分の間、同号a中「上場株式数の80%」とあるのは「上場株式数の90%」とする。



優先株に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場廃止基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。 ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>優先株少数特定者持株数(所有する優先株が多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。))及び役員が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。)</u>が、上場株式数の75%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき。</p> <p>b <u>優先株株主数(所有する優先株が多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を所有する者を除く。))及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数をいう。)</u>が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">昭和57年10月1日改正付則</p> <p>1 (略)</p> <p>(削る)</p>	<p>(上場廃止基準)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 優先株の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況が次のa又はbに該当する場合。 ただし、当取引所が定めるところにより上場会社がa又はbに定める期間の最終日後に行った公募、売出し又は数量制限付分売の内容等を通知した場合の同日における株式の分布状況については、当取引所が定めるところにより取り扱うことができる。</p> <p>a <u>優先株の大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除き、優先株の所有数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者が所有する優先株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式の数を加えた株式数(以下「優先株少数特定者持株数」という。)</u>が、上場株式数の75%を超えている場合において、1か年以内に上場株式数の75%以下とならないとき。</p> <p>b <u>優先株の大株主上位10名及び特別利害関係者並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数(以下「優先株株主数」という。)</u>が150人未満である場合において、1か年以内に150人以上とならないとき。</p> <p>(3)~(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">昭和57年10月1日改正付則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 <u>第5条第2項第2号aに規定する「優先株少数特定者持株数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除く。))及び役員が所有する優先</u></p>

<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p><u>2</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p><u>株の総数に上場申請銘柄の発行者が所有する自己株式数を加えた株式数</u>をいうものとする。</p> <p><u>3 第5条第2項第2号bに規定する「優先株株主数」は、当分の間、「優先株の所有数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる優先株を所有する者を除く。)</u>及び役員並びに上場申請銘柄の発行者が自己株式を所有している場合には当該上場申請銘柄の発行者を除く1単位以上の優先株を所有する株主の数」をいうものとする。</p> <p><u>4 第5条第2項第2号aの規定の適用については、当分の間、同号a中「上場株式数の75%」とあるのは「上場株式数の80%」とする。</u></p> <p><u>5 (略)</u></p>
--	---

債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 当取引所所定の上場申請に係る宣誓書。ただし、上場会社及び上場債券の発行者については、提出を要しない。</u></p> <p><u>(7) 当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類。ただし、上場会社及び上場債券の発行者並びに法第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める有価証券の発行者については、提出を要しない。</u></p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(上場申請)</p> <p>第2条 債券の上場を申請しようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第6条 <u>上場債券の発行者は、第2条第1項第7号の規定により提出した宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>2 上場外国国債証券等(施行令第2条に定める債券を除く。)の発行者は、第2条第2項第2号の規定により提出した発行者概況書を、当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>	<p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第6条 (新設)</p> <p>当取引所の上場外国国債証券等(施行令第2条に定める債券を除く。)の発行者は、第2条第2項第2号の規定により提出した発行者概況書を、当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</p>
<p>(適時開示に係る宣誓書)</p> <p>第6条の2 <u>第2条第1項第7号に規定する宣誓書及び添付書類を提出した者(上場会社を除く。)その他当取引所が定める者は、当取引所が定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(有価証券報告書等の適正性に関する確認書)</p> <p>第6条の3 <u>上場債券(法第3条に定める有価証券を除く。)の発行者(上場会社を除く。)は、有価証券報</u></p>	<p>(新設)</p>

告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないことと認識している旨及びその理由を記載した書面（当該有価証券報告書又は半期報告書に、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第17条第1項第1号へ（同項第2号イによる場合を含む。）又は同第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する書面を添付している場合にあつては、当該書面の写し）を遅滞なく当取引所に提出するものとする。この場合において、当該上場債券の発行者は、当該書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

（社債券の上場廃止基準）

第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで（同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第17号（同基準第2条の2第5号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号まで（同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）のいずれかに該当した状態となつたと当取引所が認めた場合

(2) 債券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条第1項第6号若しくは第7号又は第6条の2の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなつた場合

2 （略）

（社債券以外の債券の上場廃止）

第8条 社債券以外の債券（国債証券を除く。）の発行者が、前条第1項第2号に該当する場合、株券上場廃止基準第2条第10号若しくは第11号に該当する場合又

（社債券の上場廃止基準）

第7条 上場社債券の発行者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

(1) 発行する株券が、株券上場廃止基準第2条第6号から第12号まで（同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）若しくは第16号（同基準第2条の2第5号の規定の適用を受ける場合を含む。）のいずれかに該当した場合。ただし、上場社債券の発行者が上場会社でなく、かつ、特別の法律により設立された会社である場合には、同基準第2条第6号から第11号まで（同基準第7号にあつては、同号後段の規定の適用を受ける場合を除く。）のいずれかに該当した状態となつたと当取引所が認めた場合

(2) 債券上場契約について重大な違反を行った場合又は債券上場契約の当事者でなくなることとなつた場合

2 （略）

（社債券以外の債券の上場廃止）

第8条 社債券以外の債券（国債証券を除く。）の発行者が前条第1項第1号に該当する場合又は株券上場廃止基準第2条第10号に該当する場合若しくは事業活動

は事業活動の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると当取引所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する債券から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日において現に上場債券（法第2条第1項第1号、第2号及び第3号に定める有価証券を除く。）の発行者である者（上場会社を除く。）は、第2条第1項第7号に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 4 改正後の第6条の3の規定は、施行日以後終了する事業年度又は中間会計期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 5 改正後の第8条第1項の規定（「若しくは第11号」を追加する部分に限る。）は、施行日以後に内閣総理大臣等に提出される有価証券報告書等から適用する。

の停止、解散若しくはこれと同等の状態であると当取引所が認める場合には、当該発行者の発行する債券全銘柄の上場を廃止する。

2 (略)

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場申請に係る宣誓書等)</p> <p><u>第2条の2 受益証券の上場を申請する者は、当該申請を行う時に、当取引所所定の上場申請に係る宣誓書を提出するものとする。ただし、当該者が既に当取引所の上場受益証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。</u></p> <p><u>2 受益証券の上場を申請する者のうち上場申請銘柄の発行者であるものは、当該申請を行う時に、当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。ただし、当該者が既に当取引所の上場受益証券について当該宣誓書を提出している場合には、提出を要しない。</u></p> <p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第5条 上場受益証券の発行者(以下「投資信託委託業者」という。)は、第2条の規定により提出した書類のうち<u>当取引所が定める書類及び第2条の2第2項の規定により提出した宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4 投資信託委託業者は、当取引所が定めるときに該当する場合には、速やかに当取引所所定の適時開示に係る宣誓書及び当取引所が定める添付書類を提出するものとする。この場合において、当該投資信託委託業者は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p><u>5 前4項のほか、投資信託委託業者及び受益証券に関する情報の適時開示及び当取引所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。</u></p> <p><u>6 上場受益証券の発行者は、投資者への適時、適切な上場受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(上場申請のための提出書類の公衆縦覧)</p> <p>第5条 上場受益証券の発行者(以下「投資信託委託業者」という。)は、第2条の規定により提出した書類のうち、<u>当取引所が定める書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。</u></p> <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>4 前3項のほか、投資信託委託業者及び受益証券に関する情報の適時開示及び当取引所への書類の提出等については、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるものとする。</u></p> <p>(新設)</p>

根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない。

7 第1項から第3項及び第5項の規定は、上場受益証券に関する情報の適時開示について投資信託委託業者が遵守すべき最低限の要件、方法等を定めたものであり、投資信託委託業者は、同各項の規定を理由としてより適時、適切な情報の開示を怠ってはならない。

(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧)

第7条 (略)

2 投資信託委託業者は、有価証券報告書又は半期報告書を内閣総理大臣等に提出した場合には、当該投資信託委託業者の代表者がその提出時点において当該有価証券報告書又は半期報告書に不実の記載がないと認識している旨及びその理由を記載した書面を遅滞なく当取引所に提出するものとする。

3 投資信託委託業者は、第1項第1号及び第2号に掲げる書類及び前項に規定する書面を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4) (略)

(5) 投資信託委託業者が受益証券上場契約について重大な違反を行った場合、第2条の2若しくは第6条第4項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は受益証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 (略)

(新設)

(投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧)

第7条 (略)

(新設)

2 投資信託委託業者は、前項第1号及び第2号に掲げる書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。

(上場廃止基準)

第10条 投資信託委託業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、受益証券の上場を廃止する。

(1)・(2) (略)

(3) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、証券取引法(昭和23年法律第25号。以下「法」という。)第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間の経過後1か月以内に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(4) (略)

(5) 投資信託委託業者が受益証券上場契約について重大な違反を行った場合又は受益証券上場契約の当事者でなくなることとなった場合

2 (略)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の2の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に上場を申請する受益証券から適用する。
- 3 改正後の第10条第1項第3号の規定は、施行日以後開始する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 4 改正後の第6条第4項の規定にかかわらず、施行日において現に上場受益証券の発行者である者は、同項に規定する宣誓書及び添付書類を、平成17年3月31日までに当取引所に提出するものとする。この場合において、当該者は、当該宣誓書及び添付書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとする。
- 5 改正後の第7条第2項の規定は、施行日以後終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。



監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)・(a)の2 (略)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1(2)<u>a</u>の2(同取扱い2(1)aにおいて準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が150人以上となったことが確認できない場合</p> <p>(b)の2～(h) (略)</p> <p>(i) <u>2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)</u>第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(j)・(k) (略)</p> <p><u>(K)の2 上場会社(株券上場審査基準第4条第1項第9号ただし書に該当する上場会社を除く。以下この(K)の2において同じ。)</u>が、<u>株式事務代行委託契約の解除の通知を受領した旨の開示を行った場合その他上場会社が株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなるおそれがあると当取引所が認める場合</u></p> <p>(l) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第14号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合</p> <p>(m) (略)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第7条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 普通株については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場株券が次のいずれかに該当する場合には、当該株券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)・(a)の2 (略)</p> <p>(b) 株券上場廃止基準の取扱い1(2)<u>a</u>(同取扱い2(1)aにおいて準用する場合を含む。)に定める期間の最終日までに、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下となったことが確認できない場合又は株主数が150人以上となったことが確認できない場合</p> <p>(b)の2～(h) (略)</p> <p>(i) 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合</p> <p>イ～ハ (略)</p> <p>(j)・(k) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(l) 上場会社が株券上場廃止基準第2条第13号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)に該当する株式の譲渡制限に関する取締役会決議を行った場合</p> <p>(m) (略)</p>

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第16号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(n) 株券上場廃止基準第2条第17号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条各号又は第2条の2各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4(1)bに該当する場合、第15号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第17号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2)(略)

(2)の2 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a)(略)

(b) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ~ハ (略)

(c)~(d)(略)

b (略)

(3)(略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a)~(e)(略)

(m)の2 株券上場廃止基準第2条第15号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

(n) 株券上場廃止基準第2条第16号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)(株券の不正発行の場合を除く。)に該当するおそれがあると当取引所が認める場合

b 整理ポストへの割当て

上場株券が株券上場廃止基準第2条各号又は第2条の2各号のいずれかに該当する場合(同基準第2条各号(同基準第2条の2第5号の規定による場合を含む。)にあっては、第8号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(8)bの(a)に規定する合併による解散の場合、第12号のうち株券上場廃止基準の取扱い4(1)bに該当する場合、第14号のうち株券上場廃止基準の取扱い1(13)aに規定する株式交換又は株式移転による完全子会社化の場合及び第16号のうち株券の不正発行の場合を除く。)には、当該株券を整理ポストに割り当てる。

(2)(略)

(2)の2 受益証券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理ポストに割り当てる。

(a)(略)

(b) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ~ハ (略)

(c)~(d)(略)

b (略)

(3)(略)

(4) 債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当て

上場債券が次のいずれかに該当する場合には、当該債券を監理ポストに割り当てる。

(a)~(e)(略)

(f) 2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合  
イ~ハ (略)

b (略)

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(a) (略)

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1(2)aの2(同取扱い2(1)aにおいて準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c)・(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(k)の2、(m)の2及び(n)の場合

当取引所が必要と認めた日

b (略)

(2)~(5) (略)

2 (略)

昭和57年10月1日改正付則

1 (略)

(削る)

2 (略)

(f) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ~ハ (略)

b (略)

(5) (略)

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第8条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) 普通株については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の(a)から(e)までに定める日から当取引所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、前条第1号aの(n)の場合において、次の(e)に定める日から1年を超えることとなるときは、当該日から1年目の日以降の日でその都度当取引所が定める日までとする。

(a) (略)

(b) 前条第1号aの(b)の場合

株券上場廃止基準の取扱い1(2)a(同取扱い2(1)aにおいて準用する場合を含む。)に定める期間の最終日の翌日

(c)・(d) (略)

(e) 前条第1号aの(a)の2、(b)の2、(c)、(d)、(f)、(j)、(k)、(m)の2及び(n)の場合  
当取引所が必要と認めた日

b (略)

(2)~(5) (略)

2 (略)

昭和57年10月1日改正付則

1 (略)

2 第7条第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「上場株式数の75%」とあるのは「上場株式数の80%」とする。

3 (略)

3 (略)

平成7年1月4日改正付則

この改正規定は、平成7年1月4日から施行する。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条第1号aの(i)の規定は、この改正規定施行の日(以下「施行日」という。)以後開始する事業年度又は中間会計期間(受益証券にあっては計算期間又は中間計算期間とする。以下同じ。)に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。
- 3 施行日において現に上場会社である会社のうち、株式事務を当取引所の承認する株式事務代行機関に委託していない会社については、施行日以後最初に到来する決算期に関する定時株主総会の招集日から起算して1か月目の日を迎えたときから改正後の第7条第1号aの(K)の2の規定を適用する。
- 4 昭和57年10月1日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度の末日以後において第7条第2号aの(a)に該当することとなる上場会社から適用する。
- 5 平成7年1月4日改正付則第2項を削る改正規定は、施行日以後開始する事業年度の末日以後において第7条第1号aの(b)に該当することとなる上場会社から適用する。

4 (略)

平成7年1月4日改正付則

1 この改正規定は、平成7年1月4日から施行する。

2 第7条第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「上場株式数の80%」とあるのは「上場株式数の90%」とする。

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社(上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、これを制度信用銘柄に選定するものとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場合を除く。</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(a)に規定する株式をいう。以下同じ。))を除く。))及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。)が、上場株式数の75%以下であるとき。</p> <p>b 株主数(所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でないと認められる株式を所有する者を除く。))及び役員並びに上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、次の上場株式数の区分に従い、当</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄でない上場会社が、制度信用銘柄である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、これを制度信用銘柄に選定するものとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場合を除く。</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p>第3条 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 株式の分布状況が次のa及びbに適合する銘柄であるとき。</p> <p>a 少数特定者持株数(大株主上位10名(明らかに固定的所有でないと認められる株式(株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(a)に規定する株式をいう。))を除き、所有株式数の多い順に10名の株主をいう。以下同じ。))及び特別利害関係者(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する者をいう。以下同じ。))が所有する株式の総数に上場会社(上場株券の発行者をいう。以下同じ。)が所有する自己株式数を加えた株式数をいう。以下同じ。)が、上場株式数の75%以下であるとき。</p> <p>b 株主数(大株主上位10名、特別利害関係者及び上場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数をいう。以下同じ。)が、次の上場株式数の区分に従い、当該区分に定める人数以上であるとき。ただし、上場株券の最近の投資単位(1単位</p>

該区分に定める人数以上であるとき。ただし、上場株券の最近の投資単位（1単位当たりの価格をいう。以下同じ。）が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数（1,100人を下限とする。）以上であるときとし、10万円未満である場合には、1,100人以上であるときとする。

(a)～(d)（略）

(4)～(10)（略）

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場廃止基準の取扱い1(2)eの規定は、前項第3号aに規定する少数特定者持株数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)hの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定は前項第3号bに規定する上場株券の最近の投資単位について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する株主資本（純資産）の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)h中「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「審査対象決算期後から第4条第1項及び第3項（第4条第1項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「当該末日等」とあるのは「審査対象決算期」と、「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象決算期」と、同取扱い2(3)g中「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象決算期を含む月の末日」と、「当該末日等」とあるのは「当該末日」と読み替えるものとする。

3～6（略）

（貸借銘柄の選定取消基準）

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場

当たりの価格をいう。以下同じ。）が10万円以上50万円未満である場合には、当該人数の2分の1の人数（1,100人を下限とする。）以上であるときとし、10万円未満の水準である場合には、1,100人以上であるときとする。

(a)～(d)（略）

(4)～(10)（略）

2 株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段の規定は、前項第2号に規定する上場株式数について、株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(b)、(c)、(e)及び(f)、同d並びに上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)hの規定は前項第3号に規定する少数特定者持株数及び株主数について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)gの規定は前項第3号bに規定する上場株券の最近の投資単位について、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(6)及び株券上場廃止基準の取扱い1(5)bの規定は前項第4号に規定する株主資本（純資産）の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い2(1)b前段中「上場日において見込まれる上場申請に係る」とあるのは「選定日における」と、同取扱い2(1)b前段、同取扱い2(2)aの(b)、(c)及び(e)、同dの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱い2(3)h中「直前事業年度の末日等の後4か月以内」とあるのは「審査対象決算期後から第4条第1項及び第3項（第4条第1項に係るものに限る。）に定める日の属する月の前々月の末日まで」と、「当該末日等」とあるのは「審査対象決算期」と、「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象決算期」と、同取扱い2(3)g中「直前事業年度の末日等」とあるのは「審査対象決算期を含む月の末日」と、「当該末日等」とあるのは「当該末日」と読み替えるものとする。

3～6（略）

（貸借銘柄の選定取消基準）

第6条 貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場

合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況が次の a 又は b のいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 少数特定者持株数が、上場株式数の80%を超えるとき。

b (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d及びk並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)h及びjからlまでの規定は、第6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。

平成3年11月29日改正付則

1～6 (略)

(削る)

(削る)

(削る)

合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) (略)

(2) 株式の分布状況が次の a 又は b のいずれかに該当する銘柄であるとき。

a 少数特定者持株数が、上場株式数の75%を超えるとき。

b (略)

(3)・(4) (略)

2 (略)

(選定取消基準の特例)

第7条 (略)

2 株券上場廃止基準の取扱い1(2)d及びk並びに上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱い1(2)h及びjからlまでの規定は、第6条第1項第2号に該当し猶予期間に入った貸借銘柄について準用する。この場合において、株券上場廃止基準の取扱い1(2)d中「80%」とあるのは「75%」と、「75%以下」とあるのは「70%以下」と読み替える。

平成3年11月29日改正付則

1～6 (略)

7 第3条第1項第3号a及び第6条第1項第2号aに規定する「少数特定者持株数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。)及び役員が所有する株式の総数に上場会社が所有する自己株式を加えた株式数」をいうものとする。

8 株券上場廃止基準の取扱い1(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、前項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、同e中「明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。)」と読み替えるものとする。

9 第3条第1項第3号b及び第6条第1項第2号bに規定する「株主数」は、当分の間、「所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに上

7 (略)

8 (略)

9 (略)

(削る)

(削る)

平成12年11月1日改正付則

この改正規定は、平成12年11月1日から施行する。

(削る)

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 平成3年11月29日改正付則第13項及び第14項並びに平成12年11月1日改正付則第2項を削る改正規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

場会社が自己株式を所有している場合には当該上場会社を除く1単位の株式の数以上の株式を所有する株主の数」をいうものとする。

10 (略)

11 (略)

12 (略)

13 第6条第1項第2号aの規定の適用については、当分の間、これらの規定中「上場株式数の75%」とあるのは「上場株式数の80%」とする。

14 第7条第2項の規定の適用については、当分の間、同項後段の規定を適用しないものとする。

平成12年11月1日改正付則

1 この改正規定は、平成12年11月1日から施行する。

2 上場株式数が10万単位以上の場合における第3条第1項第3号aの規定の適用については、当分の間、この規定中「上場株式数の75%」とあるのは、上場株式数が10万単位以上18万単位未満の場合にあっては、「上場株式数の75%の数又は上場株式数の92.5%に当たる株式数から2万2,500単位の株式数を減じて得た数のいずれか大きい数」とし、上場株式数が18万単位以上の場合にあっては、「上場株式数の80%」とする。



上場申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">上場申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略） （削る）</p> <p><u>2</u> 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">上場申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2</u> <u>投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。</u></p> <p><u>3</u> <u>前2項</u>その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。</p>

## 適時開示に係る宣誓書

### 適時開示に係る宣誓書

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者の  
役 職  
氏名(署名) \_\_\_\_\_ 印

.....は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

上場市場の変更申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">上場市場の変更申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略） （削る）</p> <p><u>2 前項</u>その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">上場市場の変更申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場市場の変更申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。</u></p> <p><u>3 前2項</u>その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。</p>

上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略） （削る）</p> <p><u>2</u> 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p>上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に係る宣誓書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>株式会社名古屋証券取引所 代表取締役社長 殿</p> <p style="text-align: center;">本店所在地</p> <p style="text-align: center;">会 社 名 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">代表者の 役職氏名 _____ 印</p> <p>.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請に関し、次のとおり宣誓します。</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2</u> <u>投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨みます。</u></p> <p><u>3</u> 前2項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行なう一切の措置に異議を申し立てません。</p>

有価証券上場規程に関する取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～nの5（略）</p> <p>nの6 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口の(口)又は4(1)dの(c)の口の(口)に規定する親会社等を有している場合は、当該親会社等又は親会社が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類</p> <p>o（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>10の3 第7条の4（適時開示に係る宣誓書等）関係</p> <p>(1) <u>第1号に規定する宣誓書及び第2号に規定する書面には、新規上場申請者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p>(2) <u>第1号に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、新規上場申請者の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p> <p>(3) <u>第2号に規定する「当取引所が定める部分」とは、「上場申請のための有価証券報告書」のうち<u>の部をいうものとする。</u></u></p> <p>(4) <u>第2号に規定する「当取引所が定める書類」とは、2(3)aに規定する「上場申請のための半期報告書」をいうものとする。</u></p> <p>(5) <u>第2号に規定する「理由」の記載に当たっては、<u>同号に規定する書類の作成に関して新規上場申請者の代表者が確認した内容を記載するものとする。</u></u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日</p>	<p>2 第3条（新規上場申請手続）第2項関係</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) 第9号に規定する「当取引所が必要と認める書類」とは、次に掲げるものをいうものとする。ただし、セントレックスへの新規上場申請者は、a、d、eからgまで、j及びnの2に規定する書類については、添付を要しない。</p> <p>a～nの5（略）</p> <p>nの6 新規上場申請者が、株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口の(口)に規定する親会社等又は4(1)cの(c)の口の(口)に規定する親会社を有している場合は、当該親会社等又は親会社が開示府令第15条第1号イに規定する「第3号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類</p> <p>o（略）</p> <p>(4)（略）</p> <p>（新設）</p>

以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。

株券上場審査基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) <u>虚偽記載又は不適正意見等</u></p> <p>a 第8号aに規定する「<u>虚偽記載</u>」とは、<u>有価証券報告書等</u>について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が<u>重要と認められる</u>ものである場合をいうものとする。</p> <p>b~d (略)</p> <p>e 第8号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社設立時の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。)及び当該連結財務諸表が記載又は参照される有価証券報告書等について審査対象とするものとする。</p> <p>f 第8号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営</p>	<p>2 第4条(上場審査基準)第1項関係</p> <p>(1)~(7) (略)</p> <p>(8) <u>財務諸表等及び中間財務諸表等</u></p> <p>a 第8号aに規定する「<u>虚偽記載</u>」とは、<u>有価証券届出書、発行登録書又は発行登録追補書類若しくはこれらの書類の添付書類若しくはこれらの書類に係る参照書類、有価証券報告書若しくはその添付書類又は半期報告書</u>について、内閣総理大臣等から訂正命令(原則として、法第10条(法第24条の2及び第24条の5において準用する場合を含む。))又は第23条の10に係る訂正命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書、訂正発行登録書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が<u>訂正命令を受ける場合と同等とみなされる</u>ものである場合をいうものとする。</p> <p>b~d (略)</p> <p>e 第8号において、新規上場申請者が持株会社として設立された株式会社であって、株式会社として設立された後、上場申請日の直前事業年度の末日までに2か年以上を経過していない場合には、審査対象期間のうちその設立前の期間については、当該期間に係る子会社(持株会社設立時の子会社に限る。)の各連結会計年度の連結財務諸表(当該子会社が当該期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、財務諸表とし、当該子会社が複数ある場合は、当該複数の子会社の連結損益計算書若しくは損益計算書を連結又は結合した損益計算書とする。)について審査対象とするものとする。</p> <p>f 第8号において、新規上場申請者が、会社の分割等により他の会社の営業を承継する会社(当該他の会社から承継する営業が新規上場申請者の営</p>

業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等及び当該財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等についても審査対象とするものとする。

(9) 株式事務代行機関の設置

a・b (略)

c 第9号において、株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、名古屋市内に設置することを要するものとする。

(10)・(11) (略)

3 第4条(上場審査基準)第3項関係

(1) (略)

(2) 第3項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でない認められる株式(2(2)aの(a)に規定する株式をいう。以下同じ。))を除く。)及び役員が所有する株式の総数に第3項各号に定める会社が所有する自己株式数を加えた株式数が上場株式数の80%以下であり、かつ、所有株式数の多い順に10名の株主(明らかに固定的所有でない認められる株式を所有する者を除く。)及び役員並びに第3項各号に定める会社が自己株式を所有している場合には当該会社を除く1単位以上の株式を所有する株主の数が150人以上であることをいうものとする。

業の主体となる場合に限る。)であって、審査対象期間にその営業の承継前の期間が含まれる場合には、その承継前の期間については、当該期間に係る当該他の会社の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

g 新規上場申請者又はその子会社が審査対象期間に合併(新規上場申請者とその子会社又は新規上場申請者の子会社間の合併を除く。)を行っている場合には、審査対象期間のうち当該合併前の期間については、合併主体会社の当該期間内に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等についても審査対象とするものとする。

(9) 株式事務代行機関の設置

a・b (略)

c 第9号において、株式事務代行機関から、株式事務の代行を受託する旨内諾を得ている新規上場申請者及び同号ただし書に該当する会社は、株式事務を株式事務代行機関に委託するまでの期間、名義書換取扱所又は同取次所を、名古屋市内に設置することを要するものとする。

(10)・(11) (略)

3 第4条(上場審査基準)第3項関係

(1) (略)

(2) 第3項ただし書に規定する「株式の分布状況に係る株券上場廃止基準に該当しないこと」とは、少数特定者持株数が上場株式数の80%以下であり、かつ、株主数が150人以上であることをいうものとする。



る。

(3)・(4) (略)

4 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c (略)

d 新規上場申請者が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。))及び新規上場申請者が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。以下このdにおいて同じ。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社等を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) 親会社等又は新規上場申請者が、原則として新規上場申請者(新規上場申請者の資本下位会社等を含む。以下この(a)及び(b)において同じ。)又は親会社等の不利益となる取引行為を強制し、又は誘引していないこと。

(b) 新規上場申請者と親会社等が、原則として通常取引の条件(例えば市場の実勢価格をいう。)と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社等による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社等(親会社等に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社を

(3)・(4) (略)

4 第5条(セントレックスへの上場審査)関係

(1) 第1項各号に掲げる事項の審査は、新規上場申請書類及び質問等に基づき、それぞれ次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

a～c (略)

d 新規上場申請者が親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。ただし、(c)においては、新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を保有している会社(新規上場申請者の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。))をいう。)を有している場合(上場後最初に終了する事業年度の末日までに親会社を有しないこととなる見込みがある場合を除く。)には、aから前cまでに掲げる事項に係る基準のほか、次に掲げる基準に適合するかどうかを検討するものとする。

(a) 親会社又は新規上場申請者が、原則として新規上場申請者(新規上場申請者の資本下位会社等を含む。以下この(a)及び(b)において同じ。)又は親会社の不利益となる取引行為を強制し、又は誘引していないこと。

(b) 新規上場申請者と親会社が、原則として通常取引の条件(例えば市場の実勢価格をいう。)と著しく異なる条件で営業上の取引その他の取引を行っていないこと。

(c) 次のイ又はロに適合すること。ただし、新規上場申請者と親会社との事業上の関連が希薄であり、かつ、当該親会社による新規上場申請者の株式の所有が投資育成を目的としたものであり、新規上場申請者の事業活動を実質的に支配することを目的とするものでないことが明らかでない場合は、この限りでない。

イ 新規上場申請者の親会社(親会社に該当する会社が複数ある場合には、新規上場申請者に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいう

いうものとする。次の口において同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)

口 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等(前イに適合する親会社等を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社等が同意することについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社等(継続開示会社である場合を除く。)が開示府令第15条第1項第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) (略)

e (略)

(2) (略)

5 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第1項関係

(1)~(3) (略)

(4) 虚偽記載又は不適正意見等

a~c (略)

平成10年1月1日改正付則

1・2 (略)

(削る)

ものとする。次の口において同じ。)が発行する株券が国内の証券取引所に上場されていること(当該株券又は当該株券に係る権利を表示する預託証券が外国の証券取引所等において上場又は継続的に取引されており、かつ、当該親会社等又は当該外国の証券取引所等が所在する国における企業内容の開示の状況が著しく投資者保護に欠けると認められない場合を含む。)

口 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社(前イに適合する親会社を除く。)に関する事実等の会社情報を適切に把握することができる状況にあり、次の(イ)又は(ロ)及び(ハ)に掲げる事項について当該親会社が同意することについて書面により確約すること。

(イ) (略)

(ロ) 新規上場申請者が、当該親会社(継続開示会社である場合を除く。)が開示府令第15条第1項第1号イに規定する「第三号様式」に準じて作成した当取引所が適当と認める書類を、上場後においても各事業年度ごとに当取引所に提出し、当取引所が公衆の縦覧に供すること。

(ハ) (略)

e (略)

(2) (略)

5 第6条(セントレックスへの上場審査基準)第1項関係

(1)~(3) (略)

(4) 財務諸表等及び中間財務諸表等

a~c (略)

平成10年1月1日改正付則

1・2 (略)

3 改正後の4(2)の規定の適用については、当分の間、株券上場廃止基準平成7年1月4日改正付則第2項から第4項までの規定を準用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に上場申請を行う新規上場申請者から適用する。
- 2 施行日前に開始した事業年度が上場後最初に終了する事業年度となる場合の改正後の3(2)の規定の適用については、同規定中「80%」とあるのは「90%」とする。

上場前の公募又は売出し等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む。以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。<u>ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</u></p> <p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載)</p> <p>第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。<u>ただし、新規上場申請者の発行する株券が、日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載)</p> <p>第23条 新規上場申請者は、第18条第3項第1号、第2号及び第4号に掲げる者並びに新規上場申請者の人的関係会社及び資本関係会社並びにこれらの役員(以下「特別利害関係者等」という。)が、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、新規上場申請者の発行する株券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券の譲受け又は譲渡(新株予約権の行使を含む、<u>当取引所が適当と認める譲受け及び譲渡を除く。</u>以下「株券等の移動」という。)を行っている場合には、当該株券等の移動の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。</p> <p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載)</p> <p>第31条 新規上場申請者は、上場申請日の直前事業年度の末日の2年前の日から上場日の前日までの期間において、第三者割当等による新株発行又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の発行(以下「第三者割当等による新株等の発行」という。)を行っている場合には、当該第三者割当等による新株等の発行の状況を当取引所が適当と認める書類に記載するものとする。</p>

上場前の公募又は売出し等に関する規則の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い) (削る)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(第三者割当等による新株発行に関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「その他当取引所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会が<u>グリーンシート銘柄として指定する株券に係る公募</u>であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第27条 第19条の規定は、上場前公募等規則第31条に規定する「当取引所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第19条中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第2 第三者割当等の概況」と読み替えるものとする。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p>(上場前の株券等の移動の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第19条 <u>上場前公募等規則第23条に規定する「当取引所が適当と認める譲受け及び譲渡」とは、証券会社が特別利害関係者等以外の者との間で行う譲受け又は譲渡であって、日本証券業協会の定める公正慣習規則第2号「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」第4章グリーンシート銘柄の規定に基づき、当該譲受け又は譲渡に関する報告を当該証券会社から受け、当該報告の内容の公表を行ったものをいうものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(第三者割当等による新株発行に関する規制の取扱い)</p> <p>第21条 上場前公募等規則第25条第1項に規定する「その他当取引所が適当と認める方法」とは、日本証券業協会が<u>定める規則により当該証券業協会が売買内容を発表する対象となる株券に係る公募</u>であって、当該証券業協会が定める規則により証券会社が不特定多数の者を対象に配分する方法により行う場合の当該公募をいうものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(第三者割当等による新株等の発行の状況に関する記載の取扱い)</p> <p>第27条 第19条<u>第2項</u>の規定は、上場前公募等規則第31条に規定する「当取引所が適当と認める書類」について準用する。この場合において、第19条第2項中「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」とあるのは「第2 第三者割当等の概況」と読み替えるものとする。</p>

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の取扱いの一部  
改正新旧対照表

新	旧
<p>1の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。以下この(3)において同じ。)を有している場合は、第2号wに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合、当該親会社等(株券上場審査基準の取扱い1(2)dの(d)の口又は4(1)dの(c)の口の規定による確約の対象である親会社等を除く。以下、この(3)(aからc列記部分を除く。)において同じ。)が外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券(当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。)の発行者である場合、当該親会社等が上場会社との事業上の関係が希薄であり上場会社が次に掲げる事実を把握することが困難であると当取引所が認める者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りではない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>2の5 第2条(会社情報の開示)第9項関係</p> <p><u>第9項に規定する「当取引所が定める親会社等に関する事項」とは、次の(1)から(5)に定める事項をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>親会社等の商号又は名称、上場会社の議決権に対する当該親会社等の所有割合及び当該親会社等が発行する株券が上場されている国内の証券取引所又は上場若しくは継続的に取引されている外国の証券取引所等の商号又は名称</u></p>	<p>1の2 第2条(会社情報の開示)第1項関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 上場会社が親会社等(親会社(財務諸表等規則第8条第3項に規定する親会社をいう。)及び上場会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。この場合において、これらの会社が複数あるときは、上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。ただし、セントレックスの上場会社である場合には、当該上場会社の総株主の議決権(株券上場審査基準第4条第1項第2号aに規定する総株主の議決権をいう。以下この(3)において同じ。)の過半数を保有している会社(当該上場会社の総株主の議決権の過半数を実質的に保有している会社を含む。)をいう。以下同じ。)を有している場合は、第2号vに掲げる事実には、次に掲げる事実を含むものとする。ただし、当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合その他当取引所が適当と認める者である場合は、この限りではない。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

(2) 親会社等が複数ある場合は、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社（影響が同等であると認められるときは、そのすべての会社）の商号又は名称及び当該会社が上場会社に与える影響が最も大きいと認められる理由（影響が同等であると認められるときは、その理由）

(3) 親会社等（親会社等が複数あるときは、親会社等のうち上場会社に与える影響が最も大きいと認められる会社をいうものとし、その影響が同等であると認められるときは、いずれか一つの会社をいうものとする。）が1の2(3)ただし書の適用を受ける場合（当該親会社等が国内の証券取引所に上場されている株券の発行者である場合又は外国の証券取引所等において上場若しくは継続的に取引されている株券若しくは預託証券（当該親会社等が発行者である株券に係る権利を表示するものに限る。）の発行者である場合を除く。）には、当該ただし書の適用を当該取引所に認められた理由

(4) 親会社等の企業グループにおける位置付けその他の親会社等との関係

(5) 親会社等との取引に関する事項（財務諸表等規則第8条の10若しくは連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15条の4の規定により財務諸表等若しくは連結財務諸表等に記載される関連当事者との取引に関する事項のうち、親会社等との取引に関する事項をいう。）

2の6 （略）

4の2 第4条の4（適時開示に関する宣誓書）関係

(1) 第4条の4に規定する宣誓書には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第4条の4に規定する「当取引所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

a 第4条の4に規定する宣誓書（有価証券上場規程第7条の4第1号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき

b 過去5年間において、第4条の4に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき

2の5 （略）

（新設）

(3) 第4条の4に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、上場会社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (3)に規定する書面(有価証券上場規程取扱い要領10の3(2)に規定する書面を含む。)に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。

5 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)~(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a~k (略)

1 第4条の4若しくは有価証券上場規程第7条の4第1号に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動

(6)・(7) (略)

8の2 第8条(有価証券報告書等の適正性に関する確認)関係

(1) 第8条に規定する書面(同条かっこ書に規定する書面を除く。)には、上場会社の代表者による署名を要するものとする。

(2) 第8条に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

11 第12条(その他書類の提出)関係

第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a~e (略)

f 1の2(3)の規定の適用を受け、上場会社が親会社等に関する同(3)aからcに掲げる事実を開示する場合の当該開示の対象となる親会社等を変更することとなる場合には、その旨及びその理由を記載した書面

5 第5条(決定事項等に係る通知及び書類の提出)関係

(1)~(4) (略)

(5) 第13号に規定する事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

a~k (略)

(新設)

(6)・(7) (略)

(新設)

11 第12条(その他書類の提出)関係

第12条の規定に基づき請求する書類には、次に掲げる書類を含むものとする。

a~e (略)

(新設)



平成8年1月1日改正付則

この改正規定は、平成8年1月1日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の1の2(3)、11d及び平成8年1月1日改正付則の規定は、平成17年3月1日以後の開示から適用する。ただし、改正後の1の2(3)cの規定は、平成17年3月1日以後終了する親会社等の事業年度若しくは中間会計期間又は連結会計年度若しくは中間連結会計期間に係る開示から適用する。
- 3 施行日において現に上場会社である会社は、改正後の2の5(1)及び(2)に規定する事項その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を、平成17年2月28日までに当取引所に提出するものとする。

平成8年1月1日改正付則

この改正規定は、平成8年1月1日から施行し、改正後の1(3)及び11dの規定の適用を受ける者は、当分の間、改正規定の施行の日以後に株券の上場を申請し、新たに上場会社となる者に限るものとする。

上場株券の市場第一部銘柄指定基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 第2項及び第4項の規定を適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b <u>株主数（上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号に規定する株主数をいう。（6）cにおいて同じ。）が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、上場株式数の区分に従い、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号aからdまでに定める人数以上になる見込みのあること。</u></p> <p>(5)～(12)（略）</p> <p>2 第3条（指定基準）関係</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) <u>虚偽記載又は不適正意見等</u></p> <p>a （略）</p> <p>b 株券上場審査基準の取扱い2(8)a、c及びg（<u>虚偽記載又は不適正意見等</u>）の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い2(8)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)cの(b)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)c及びg中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。</p> <p>(10)（略）</p> <p>平成10年1月1日改正付則 この改正規定は、平成10年1月1日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定の特例）関係</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 第2項及び第4項の規定を適用する場合には、次のa及びb（aの規定の適用に当たっては、2(2)bの規定を準用する。）に適合する株券を対象とするものとする。</p> <p>a （略）</p> <p>b 株主数が、上場後最初に終了する事業年度の末日までに、上場株式数の区分に従い、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準第2条第2号aからdまでに定める人数以上になる見込みのあること。</p> <p>(5)～(12)（略）</p> <p>2 第3条（指定基準）関係</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) <u>財務諸表等及び中間財務諸表等</u></p> <p>a （略）</p> <p>b 株券上場審査基準の取扱い2(8)a、c及びg（<u>財務諸表等及び中間財務諸表等</u>）の規定は、第8号の場合に準用する。この場合において、同取扱い2(8)cの(a)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)cの(b)中「監査報告書」とあるのは「監査報告書（直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。）又は中間監査報告書」と、同取扱い2(8)c及びg中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と読み替える。</p> <p>(10)（略）</p> <p>平成10年1月1日改正付則 1 この改正規定は、平成10年1月1日から施行する。</p>

(削る)

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行し、同日以後に市場第一部銘柄への指定に係る申請を行う株券の審査から適用する。

2 改正後の1(4)bの規定の適用については、当分の間、上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準昭和57年10月1日改正付則第3項の規定を準用する。

上場株券の市場第一部銘柄から市場第二部銘柄への指定替え基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p><u>a 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(a)(明らかに固定的所有でないと認められる株式の取扱い)の規定は、第2号の場合に準用する。</u></p> <p><u>aの2</u> (略)</p> <p>b～m (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p>1 第2条（指定替え基準）関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>(新設)</p> <p><u>a</u> (略)</p> <p>b～m (略)</p> <p>(3)～(6) (略)</p>

株券上場廃止基準の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p><u>a 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(a)(明らかに固定的所有でない認められる株式の取扱い)の規定は、第2号の場合に準用する。</u></p> <p><u>aの2</u> (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」を算定するに当たっては、<u>大株主上位10名が所有する株式(明らかに固定的所有でない認められる株式を除く。)</u>のうちに特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>f~n (略)</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(10) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a・b (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 株式の譲渡制限</p> <p>a 株券上場審査基準の取扱い2(11)(株式の譲渡制限の取扱い)の規定は、<u>第14号</u>の場合に準用する。</p> <p>b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、<u>第14号</u>に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(13) 完全子会社化</p> <p><u>第15号</u>に該当する日は、次のa又はbに定めると</p>	<p>1 第2条(上場廃止基準)関係</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 株式の分布状況</p> <p>(新設)</p> <p>a (略)</p> <p>b~d (略)</p> <p>e 第2号aに規定する「少数特定者持株数」を算定するに当たっては、<u>明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式のうち</u>に特定金銭信託に組み入れられている信託業務を営む銀行の名義の株式がある場合において、上場会社が有価証券報告書提出後1週間以内又は基準日等の後2か月以内に、当該特定金銭信託の委託者等について当取引所の定める事項を記載した書類を提出したときには、当該特定金銭信託の委託者を当該特定金銭信託の委託に係る株式を所有する株主として取り扱うことができるものとする。</p> <p>f~n (略)</p> <p>(3)~(9) (略)</p> <p>(10) <u>財務諸表等又は中間財務諸表等</u>に係る虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a・b (略)</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 株式の譲渡制限</p> <p>a 株券上場審査基準の取扱い2(11)(株式の譲渡制限の取扱い)の規定は、<u>第13号</u>の場合に準用する。</p> <p>b 株式の譲渡につき制限を行う場合において、当該上場会社から譲渡制限に関する株主総会決議についての書面による報告を受けたときは、<u>第13号</u>に該当するものとして取り扱う。</p> <p>(13) 完全子会社化</p> <p><u>第14号</u>に該当する日は、次のa又はbに定めると</p>

ころによる。

a・b (略)

## 2 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)関係

### (1) 株式の分布状況

a 1(2)aの2からcまで及びfからjまでの規定は、第1号(同号ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1(2)aの2中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「150人以上とならないとき」と、1(2)c中「第2号」とあるのは「第1号」と、1(2)hからjまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と、それぞれ読み替える。

b (略)

(2)~(5) (略)

## 4 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

### (1) 「当取引所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条各号又は第2条の2各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a・b (略)

c 第2条第15号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち、本取扱い1(13)aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

d 第2条第17号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

ころによる。

a・b (略)

## 2 第2条の2(セントレックスの上場廃止基準)関係

### (1) 株式の分布状況

a 1(2)aからcまで及びfからjまでの規定は、第1号(同号ただし書を除く。)の場合に準用する。この場合において、1(2)a中「第2号aの(a)に規定する「1か年以内に上場株式数の80%以下とならないとき」又は同号bに規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」とあるのは「第1号に規定する「1か年以内に150人以上とならないとき」と、「上場株式数の80%以下とならないとき又は150人以上とならないとき」とあるのは「150人以上とならないとき」と、1(2)c中「第2号」とあるのは「第1号」と、1(2)hからjまでの規定中「第2号b」とあるのは「第1号」と、それぞれ読み替える。

b (略)

(2)~(5) (略)

## 4 第4条(上場廃止前の取扱い)関係

### (1) 「当取引所が必要であると認めた時」の取扱い

第2条各号又は第2条の2各号に該当することとなった銘柄は、原則として「当取引所が必要であると認めた」ものとして取り扱う。ただし、次のaからdまでに該当する銘柄については、当該aからdまでに定めるところに従って上場廃止する。

a・b (略)

c 第2条第14号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち、本取扱い1(13)aの規定に該当する銘柄

原則として、株式交換又は株式移転に係る株券提出期間満了の日の3日前の日(株券提出期間満了の日が休業日に当たる場合には、株券提出期間満了の日の4日前の日)に上場廃止する。

d 第2条第16号(第2条の2第5号による場合を含む。)のうち、上場会社が株券の不正発行を行った場合に該当する銘柄については、遅滞なく上場廃止する。

(2) 「上場廃止前一定期間」の取扱い

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第17号(第2条の2第5号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

d (略)

(削る)

(削る)

#### 付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 6を削る改正規定は、この改正規定施行の日以後開始する事業年度を審査対象決算期とする少数特定者持株数の審査から適用する。

前(1)の規定により当取引所が必要であると認められた銘柄の売買の期間は、次の a から d までに定めるほか、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月間とする。ただし、当取引所が速やかに上場廃止すべきであると認められた場合は、この限りでない。

a・b (略)

c 第2条第16号(第2条の2第5号による場合を含む。)に該当することとなった銘柄については、当取引所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、その都度決定するものとする。

d (略)

#### 5 平成7年1月4日改正付則第2項(経過措置)関係

1(2)e(少数特定者持株数の算定の取扱い)の規定は、平成7年1月4日改正付則第2項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、1(2)e中「明らかに固定的所有でない」と認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式(明らかに固定的所有でない」と認められる株式を除く。)」と読み替えるものとする。

#### 6 平成7年1月4日改正付則第4項(経過措置)関係

1(2)(株式の分布状況の取扱い)の規定は、平成7年1月4日改正付則第4項の規定に基づき、第2条第2号aの規定が読み替えられて適用される場合に準用する。この場合において、1(2)中「80%」とあるのは「90%」と、「75%」とあるのは「85%」と読み替えるものとする。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3 第5条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 第5条第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p><u>aの2 株券上場審査基準の取扱い2(2)aの(a)</u>  <u>(明らかに固定的所有でない認められる株式の取扱い)の規定は、第2項第2号に規定する「明らかに固定的所有でない認められる優先株」について準用する。</u></p> <p>b～i (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。</p>	<p>3 第5条（上場廃止基準）関係</p> <p>(1) 第5条第2項第2号に規定する株式の分布状況の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>(新設)</p> <p>b～i (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>5 <u>昭和57年10月1日改正付則第2項（経過措置）関係</u>  <u>3(1)c（少数特定者持株数の算定の取扱い）の規定は、昭和57年10月1日改正付則第2項の規定が適用される場合に準用する。この場合において、3(1)cにおいて準用する株券上場廃止基準の取扱い1(1)e中「明らかに固定的所有でない認められる株式を除き、所有株式数の多い順に10名の株主が所有する株式」とあるのは「優先株の所有数の多い順に10名の株主が所有する優先株（明らかに固定的所有でない認められる優先株を除く。）」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6 <u>昭和57年10月1日改正付則第4項（経過措置）関係</u>  <u>3(1)（株式の分布状況の取扱い）の規定は、昭和57年10月1日改正付則第4項の規定に基づき第5条第2項第2号aの規定が読み替えられて適用される場合に準用する。この場合において、3(1)中「75%」とあるのは「80%」と、「70%」とあるのは「75%」と、それぞれ読み替えるものとする。</u></p>



上場申請に係る宣誓書（内国債券）

上場申請に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

発 行 者 名 \_\_\_\_\_ 印

代表者又はそれに  
準ずると認められる者の  
役 職 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への債券の上場申請に関し、  
次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

上場申請に係る宣誓書（外国債券）

上場申請に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地

発行者名

代表者又はそれに  
準ずると認められる者の

役職氏名

.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への債券の上場申請に関し、  
次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

適時開示に係る宣誓書（内国債券）

適時開示に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地 \_\_\_\_\_

発 行 者 名 \_\_\_\_\_ 印

代表者又はそれに  
準ずると認められる者の

役 職  
氏 名（署 名） \_\_\_\_\_ 印

.....は、投資者への適時適切な会社情報等の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

適時開示に係る宣誓書（外国債券）

適時開示に係る宣誓書（債券）

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 殿

主たる事務所の所在地

発行者名

代表者又はそれに  
準ずると認められる者の  
役 職  
氏 名（署名）

.....は、投資者への適時適切な会社情報等の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>1 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p><u>(3) 第2条第1項第7号に規定する宣誓書には、上場申請銘柄の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>(4) 第2条第1項第7号に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、上場申請銘柄の発行者に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p> <p><u>(5) 第2条第2項第2号に規定する「発行者概況書」は、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」（昭和47年大蔵省令第26号）第5条に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成するものとする。ただし、債券の上場を申請しようとする者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、同府令第6条の2第3項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができる。</u></p> <p><u>3の2 適時開示に係る宣誓書の取扱い（債券特例第6条の2関係）</u></p> <p><u>(1) 第6条の2に規定する宣誓書には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>(2) 第6条の2に規定する「当取引所が定める者」とは、上場債券の発行者であって、有価証券上場規程第7条の4第1号又は上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第4条の4に規定する宣誓書を提出した者のうち、当該者の発行する株券が当取引所において上場廃止となった者をいうものとする。</u></p> <p><u>(3) 第6条の2に規定する「当取引所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。</u></p> <p><u>a 第6条の2に規定する宣誓書（第2条第1項第</u></p>	<p>1 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第2条関係）</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p><u>(3) 第2条第2項第2号に規定する「発行者概況書」は、「外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令」（昭和47年大蔵省令第26号）第5条に規定する「第2号様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成するものとする。ただし、債券の上場を申請しようとする者が上場申請日において既に1年間継続して有価証券報告書を提出している者である場合には、同府令第6条の2第3項に規定する「第2号の2様式」（「第二部」及び「第三部」）に準じて作成することができる。</u></p> <p>（新設）</p>

7号に規定する宣誓書を含む。次のbにおいて同じ。)に署名を行った代表者又はそれに準ずると認められる者の異動があったとき

b 過去5年間において、第6条の2に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき

(4) 第6条の2に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、会社情報等の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) (4)に規定する書面(1(4)に規定する書面を含む。)に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、当取引所に提出することができるものとする。

3の3 有価証券報告書等の適正性に関する確認書の取扱い(債券特例第6条の3関係) (新設)

(1) 第6条の3に規定する書面(同条かっこ書きに規定する書面を除く。)には、上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者による署名を要するものとする。

(2) 第6条の3に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場債券の発行者の代表者又はそれに準ずると認められる者が確認した内容を記載するものとする。

付 則

この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

## 上場申請に係る宣誓書（受益証券）

上場申請に係る宣誓書（受益証券）

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所  
代表取締役社長 殿

本店所在地 \_\_\_\_\_

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者の  
役職氏名 \_\_\_\_\_ 印

.....は、株式会社名古屋証券取引所（以下「取引所」という。）への受益証券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載しており、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

適時開示に係る宣誓書（受益証券）

適時開示に係る宣誓書（受益証券）

平成 年 月 日

株式会社名古屋証券取引所

代表取締役社長

殿

本店所在地

会社名

印

代表者の

役職

氏名（署名）

印

.....は、投資者への適時適切な受益証券に関する情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう添付書類に記載した体制の充実に努めるなど、投資者への適時適切な情報提供について真摯な姿勢で臨むことを、ここに宣誓します。



日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程及び信用取引・貸借取引規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p><u>(上場申請に係る宣誓書等の取扱い)</u></p> <p><u>第2条の2 受益証券特例第2条の2第2項に規定する宣誓書には、同項に規定する者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>2 受益証券特例第2条の2第2項に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、受益証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。</u></p> <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を当取引所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</u></p> <p>3・4 (略)</p> <p><u>5 受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書には、上場受益証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。</u></p> <p><u>6 投資信託委託業者は、受益証券特例第2条の2第2項又は第6条第4項に規定する宣誓書に署名を行った代表者の異動の決議又は決定を行った場合には、直ちに当取引所に取締役会決議通知書その他の投資信託委</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(投資信託委託業者が行う適時開示等に関する事項)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が投資信託法に基づき投資信託委託業者に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託業者は当該事実及び内容を記載した通知書を当取引所に提出するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと及び当該期間の最終日から起算して8日目の日までに提出できる見込みのないこと並びにこれらの開示を行った後提出したこと。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

託業者が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。

7 受益証券特例第6条第4項に規定する「当取引所が定めるとき」とは、次に掲げるときをいうものとする。

(1) 受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書（同第2条の2第2項に規定する宣誓書を含む。次号において同じ。）に署名を行った代表者の異動があったとき

(2) 過去5年間において、受益証券特例第6条第4項に規定する宣誓書を提出していないこととなったとき

8 受益証券特例第6条第4項に規定する「当取引所が定める添付書類」とは、上場受益証券に関する情報の適時開示に係る体制の状況を記載した書面をいうものとする。

(注) 第7項に規定する書面（第2条の2第2項に規定する書面を含む。）に記載した事項に変更が生じた場合には、当該書面を新たに作成し、取引所に提出することができるものとする。

9 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第10条（有価証券の作成に係る部分に限る。）、第13条の2、第16条及び第17条に定めるところによることをいうものとする。

（投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項）

第7条（略）

2 受益証券特例第7条第2項に規定する書面には、上場受益証券の発行者の代表者による署名を要するものとする。

3 受益証券特例第7条第2項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して上場受益証券の発行者の代表者が確認した内容を記載するものとする。

4 前1項第2号に掲げる書面の提出については、ファクシミリによる送信をもって行うことができる。

（新設）

（新設）

5 受益証券特例第6条第4項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条の2まで、第10条（有価証券の作成に係る部分に限る。）、第13条の2、第16条及び第17条に定めるところによることをいうものとする。

（投資信託委託業者の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項）

第7条（略）

（新設）

（新設）

2 前項第2号に掲げる書面の提出については、ファクシミリによる送信をもって行うことができる。

付 則

- 1 この改正規定は、平成17年2月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第2項第3号の規定は、施行日以後開始する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。